

議案第 12 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年 6 月 6 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

- | | | |
|-------------|---|-----|
| 1 財 産 の 内 容 | 電気式連続揚げ物機（ろ過機付き） | 1 台 |
| 2 契約の相手方 | 島根県松江市東出雲町意宇東三丁目 6 番地 5
山陰アイホー調理機 株式会社
代表取締役 古藤 猛 | |
| 3 取 得 価 格 | 6,015,600 円 | |
| 4 取 得 の 目 的 | 老朽化した電気式連続揚げ物機（ろ過機付き）の更新整備 | |